

有田市の古代の歴史を学ぼう！
歩けおる館の考古学講座

日時 ①2月19日(土)・②3月19日(土)
 13時30分～14時30分

①あちこちの古墳を訪ねてー有田市の古墳と岩橋千塚ー
 ②アジアの仏教寺院を訪ねてーアンコールワットと天空の寺院プレアウイヘアー

講師 郷土資料館協議会委員 富加見 泰彦氏

場所 文化福祉センター

申込み 2月12日(土)まで
 文化福祉センター
 Tel 82-32221 (水曜休館)

有田市体育協会設立50周年記念事業

講師 柔道 アテネ・北京オリンピック
 金メダリスト 谷本 歩実氏

演題 夢を叶える思考力

日程 3月13日(日)

①**講演会** 時間 10時30分～11時40分
 場所 市民会館 紀文ホール
 対象 どなたでも参加可
 申込み 2月7日(月)から教育委員会、市民会館にて整理券を配布(お一人につき2枚まで)

②**柔道教室** 時間 13時30分～15時
 場所 箕島高校宮原校舎 体育館
 対象 有田地方在住の小学生から高校生まで 定員50名程度
 申込み 3月4日(金)まで
 電話またはメールで生涯学習課まで
申・問 生涯学習課 Tel 22-3765
 メール snogaisakushu@city.arida.lg.jp

イベント

3/6 (日) **入場無料**

～生涯学習推進事業～

① **11:00～ こどもバラエティーショー**

@市民会館 紀文ホール
 10:30～開場
 11:00～こどもバラエティーショー(～12:00)
 13:30～講演会開場
 14:00～開演
 15:00 終演予定



② **14:00～ 生涯学習講演会**

桑原 征平 氏講演会

～地域づくり 人づくり～

※手話通訳あり

各イベントごとの**入場整理券**が必要
整理券配布 2/7(月)9:00～
 お一人様2枚まで 全席自由
配布場所 市役所4階生涯学習課
 市民会館

問 生涯学習課 Tel 22-3761
 市民会館 Tel 82-2626

Hospital Topics ～有田市立病院～

「認知症疾患医療センター」からのお知らせ

市立病院は、和歌山県より「認知症疾患医療センター」として指定を受けています。認知症の方とご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の保健医療・福祉・介護の関係機関と連携しながら認知症に関する支援を行っています。



当院の「もの忘れ外来」は、患者様が初診をされた当日に画像検査と血液検査を実施できるという診療環境です。できるだけその日のうちに見立て(診断)をお伝えし、今後の治療や対応について話し合っております。

「もの忘れ外来」担当医が変更となりました。

小児科 休日対応のご案内

日程 2月12日(土)・19日(土)
 8時30分～17時15分
 小児科医が休日対応を行います。お子さまの急病時に相談ください。
 ※来院前に電話にてご連絡ください。
 ※変更時は、市立病院ホームページにてお知らせいたします。

問 市立病院 Tel 82-2151

無料そうだん

市民法律相談 ※予約制

日時 2/15(火)・3/15(火)
 13時～16時20分
場所 市役所3階会議室
 ※弁護士は月替わり
 ※定員10名
問 市民課 Tel 22-3561

合同相談

日時 2/10(木)・3/10(木)
 13時30分～16時
場所 市民会館楽屋A・B
 行政相談委員 石井志通男
 吉川かよ子

人権擁護委員

(2月)大浦常男・下田喜久恵
 (3月)高垣明子・橋本訓祐
問 市民課 Tel 22-3561



教育相談

日時 平日9時～
場所・問 教育委員会
 Tel 22-3758

青少年相談

日時 平日8時30分～
場所・問 青少年センター
 Tel 0120-783-782
 Tel 82-3591

家庭児童相談

日時 月～木曜
 9時～16時
場所・問 家庭児童青少年相談室
 Tel 82-3711

社会保険労務士による年金相談

日時 3/3(木)10時～15時
場所 市役所4階会議室
問 和歌山西年金事務所
 お客様相談室
 Tel 073-447-1660

啓 発

2021年度春季全国火災予防運動

「**おうち時間 家族で点検 火の始末**」

3月1日(火)～3月7日(月)までの1週間、
 全国で春の火災予防運動が実施されます。

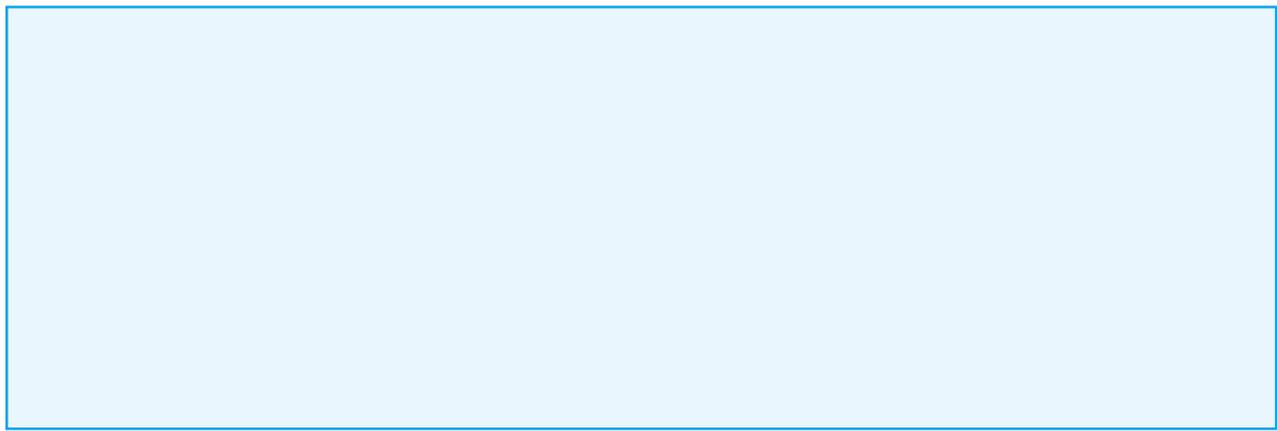
※行事の一環として行っていた幼年消防クラブ員による防火パレードは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止します。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント (3つの習慣・4つの対策)

- 3つの習慣**
- ①寝たばこは、絶対やめる。
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策**
- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
 - ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 - ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器を設置しましょう
 消防法により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けされています。

広告



広告

